

特許開国

世界基準の体制への転換

特許審査第二部 動力機械 審査監理官 奥 直也

抄録

かつてビジョンを語った男が特技懇に再登場！ 世界基準体制への転換の道を語ります。

(1) 審査の進め方の転換

日本の審査結果は質がいい。結果に加え、売り方やサービス(審査の進め方等)を良くすることで、JPOの魅力が増す。

(2) JPOの役割の軸の転換

景気に依らずPCTが急増。この強いニーズにJPOは更なるサービスで応えるべき。

(3) 技術情報発信力の転換+翻訳コストと質の改善~明細書を国際標準に

主戦場が世界である今、明細書は、とっつきにくい日本仕様の表現から脱却し世界仕様の表現にしておくのが正しい。

(4) 機械だけに頼らないインフラ整備~中国特許文献検索に向けて

まともな日本語にならない機械翻訳に任せるだけではなく、対英語と同様、人手で中国語に立ち向かう。

(5) JPOの役割の軸の転換2~国際戦と国内戦で、サービスを分ける

国内オンリーの出願と、グローバル出願(PCT含む)の間で、提供するサービスを変えれば、より積極的かつ国際的な知財戦略が展開できる。

1998年2月、特技懇は「パテント・ルネッサンス ~創造性豊かな未来社会の構築を目指して~」と称する、21世紀ビジョンをまとめています。

そのなかの、ひとつのテーマ「制度本来の機能の遂行への貢献」をまとめたのが、当時常任委員だった私でした。その時まとめた21世紀ビジョンの書き出しは、「制度自体がその本来の役割を果たせないほどに産業構造の大きな変革から立ち後れていては、制度の将来は語れない。特許制度の場合、その本来の役割を果たせる体制の再構築なくして将来はない。」でした。

ビジョンというからには、将来像で、そのとき描いたコースのなかのメインディッシュは、特許制度の再生のためのいくつかのプラン。

しかし、それらの実現の前に立ちはだかる、滞貨問題。

当時はどうしてもそこを避けて通れず、13年前に描き上げたビジョンは、まずその解決方法から始めざるを得ませんでした。

それが、

- ①「スーパーバイズ審査」(審査官の処理能力増大)と
- ②「24時間特許庁」(既存施設のフル活用)の2つ。

①は、言わずと知れた現在の「対話型サーチ外注」のことです。

そして、13年。こうした処理増大のための施策が実現し、かつ多大な効果を上げ、いままさに滞貨のない世界が

目の前に迫ろうとしています。つまり、、、

やっとメインディッシュにたどり着くときが来たのです。

えらく長い前菜でした。

でもふと気づくと、世の中が更に変化し、既に21世紀にもなって、ストックからフロー、量から質へと、審査のスタイルが変わり、国内から世界へと、特許の主戦場が変わろうとしています。

そう今こそ、特許制度を語るビジョンをトータルリフォームするには絶好の機会なのです。

というわけで、かつてビジョンを語った男が特技懇に再登場！

13年の時を越え、改めて特許制度本来の機能の再生という観点で、いくつかの側面から、わが国の特許制度が進むべき道を探ってみたいと思います。

いつも基本に流れる考えは、「わが国の産業発展のために特許制度はある！」ということ。この点は、何年経っても変わることはありません。

この基本に流れる考えに照らし、入庁して25年の思いを、まとめておきたいと思います。

題して、「特許開国」世界基準の体制への転換です。

おっと！ 弁理士をやっている友人から電話。

「もしもし、奥さん、なんとかしてくださいよ!!」「いきなり、なんだ？」

その1. 日本への出願減少の原因はJPOにもある のではないかと(審査の進め方の転換)

友人弁理士からのSOS。厳しい拒絶査定でもくらって参っているのかと思いきや、クライアントが日本への出願を大きく減らしているとの悲鳴。そりゃ景気も良くないし、よくいう出願の厳選が進んでいるじゃないの？ ときいたら、事態は違って、奥さんわかってないなあ。特許庁のせいですよ！ と半笑い。

げっ！ 火の粉がこっちに飛んで来た。何を言い出すのかと思ったら日本の審査で貼られたネガティブなレッテル付きでは世界で戦えない！ とのクライアントの嘆き、なる長話。日本の審査は厳しい。意見書で頑張って主張しても、主張が届かず補正が足らねばバツサリも。。権利取得の微妙なせめぎ合いが、審査処理促進の世ではなかなか難しいのも現実。なので、拒絶理由が来て、こりゃイカンと思ったら、悪いレッテルを貼られる前に取り下げる！ そしてよくよく考えたら、なんで日本に出願しとかなきゃいけないんだ？ だって日本はグローバルな市場のほんのひとつ。その一部分のための手続きが、他の多くの手続きの足を引っ張るようなら、もう日本へは出願しないほうがむしろいい。クライアントが日本から離れて行くのは当然の流れ。そして手続きが激減で、特許事務所の友人はこのままじゃ日本でやっていけないよ～、とまあ、そんなわけ。

審査でダメなら、拒絶査定不服審判で特許になりゃあいいじゃないか！ 単純にはそう思うかもしれないが、世界での活動も同時進行視野のスピードの時代、審判手続きに至るまで、多くの時間と手間をかけるかどうかの決断は一大事。

それに日本の審査は世界で評判がいい。つまり、審査段階での×は、あとで復活しようとも、×は×。評判のいい審査の段階での結果でハンデを負うことも、少なからずあるのかもしれない。

突き詰めて訊いてみたところ、件数規模はさほど大きくないようだが、事態は良くない方向に進みつつあるようです。そして、それは、他国で権利が取りにくい！ といったことだけに収まらず、国際標準取得の観点からも都合がよろしくないとのこと。審判にかかるとなると、それだけ手続きが長引き、時間がかかって出遅れることと、審査段階で不都合なレッテルが貼られることのダブルパンチ。迅速、的確な審査処理が売りのはずの特許庁としたことが、こりゃ少しずつ残念な風が世の中に吹き始めているのではないのでしょうか。。

「迅速」とは何か？ 請求されたら早いとこ権利化することです。ファーストアクションはその最初の一步で、ファーストアクションなくして権利化への道が始まらないのは事実ですが、その道程がロングウェイでは早く踏み出

した意味がありません。

「的確」とは何か？ 後から先行技術文献が発見されるなんてことがなく、新規性も進歩性も記載要件もそういった判断がしっかりしていて、出願人にも第三者にも納得のいく手続きがなされていることであるのは確かです。しかし、上述した、日本離れにつながるような残念な風が更に吹き荒れる前に、その先の迅速・的確な「審査」のあるべき姿を構築することを考えるべきではないでしょうか。

では、その先の「迅速・的確」とは何か？ 長年の懸案であった大量の滞貨処理を終えた、その先の、それは、特許庁の新たな目標と言えましょう。それを私は、①「適切なタイミング」と②「国際審査基準」に基づく権利化と考えています。そんなの当たり前で今までと同じじゃないかと思われるかもしれませんが、例えば上述のようなグローバル戦略を支援するという観点に立てば、「審査段階」での早期権利化が求められることがわかります。そして、国際審査基準の基本となる考え方は、拒絶の理由が見つからないから特許するのではなくて、どうすれば特許になるかを考えて審査する、ということかと思えます。

これまた、「私は日頃からそういう審査を心掛けていますよ！」という審査官も多数おられて、お叱りを受けるかもしれませんが、審査部全体がこうした意識を公言し、その方向に向けて舵を切るのは大事業なのです。

審査処理計画の基本を変えること。審査の進め方に対する基本的な認識を変えること。出願人とのコミュニケーションをより円滑にするための仕組みを作ること。更に人材育成の観点からも時間をかけた体制整備が求められ、この新しい特許庁の姿を確固たるものにするには、○年はかかるのではないのでしょうか。

さて皆様、この「○年」の○に、どのような数字を想像されましたでしょうか？ それでは、その○の数字を、その理由とともに私までご連絡ください！

皆様のご認識のバラツキ結果は、次回特技懇話会で発表させていただきます、抽選で豪華○○をプレゼント。なんて、勝手なことを書いたら、本誌の編集委員を困らせてしまうでしょうか。。

されど今、特許庁にとっては、そうしたバラツキを縮小し、真の知財立国実現に向けて、統一された意識を審査官みなが持ち、知財を、わが国の富を維持・向上させるための原動力として、確固たるものにするのが重要なのではないかと思います。

当面、現行の審査体制でもって、現在の目標達成に向けて邁進することは言うまでもありません。しかし併せて、新しい特許庁はこういう新しい特許行政に向け、大きく舵を切るのだ！ という、その方向を早急に固め確認し、そこに向けた準備を進めていく必要もあります。

ところで当面の目標といえば、言わずと知れた、2013

年審査順番待ち期間11月の達成です。では、現在の目標の先の、次なる目標を、その必要性和ともに私までご連絡ください！

などとこれまた、編集委員を困らせっぱなしですが、私の答えは迷わず「産業の発達に寄与すること」です。。これまた、何をいまさら、特許法第一条を持ち出すんじゃない！と思われるかもしれませんが、この「寄与すること」なる目標を、定量的な目標として示すことは非常に難しいのです。産業の発展にどれだけ寄与したのかを指標とすべき！、、、と言うは易し、でとにかく難しいのです。

しかし、大いにグローバル化が進んだ結果、国内で同業の多数社が切磋琢磨する時代に、なんとかその競争環境に適切な秩序を与えようと作り上げられてきた、現行の特許制度の流れは、いま明らかに大きく変化した、新たな産業界のニーズに直面しています。今そうした現状に応えるために、定性的には、「産業の発達に寄与すること」を実現する、定量的には、そこに見合う新たな数値目標を置くことが、数年後に迫る大きな課題であるのです。

今後、多くの議論が必要でしょうが、この数値目標の基本となるのは、上述の通り、①適切なタイミングと②国際審査基準に基づく権利化と考えています。

「①適切なタイミングでの権利化」に関しては、まずは早期の権利化であることは言うまでもありません。審査にかかるまでにどれだけ待たされたかではなくて、請求してから審査結果が出るまでにどのくらいかかったかが、実施庁の目標として設定されるべきでしょう。

病院の待合室で長時間待たされた時代、その待合いの時間を少なくすることを目標とするのはごく当たり前でしたが、待合いの時間が少ないのが当たり前になったら、次に診察時間も含め、何時に病院から出られるのかが気になるのは人の常です。律速になっているところに重点を置き、物事の改善を考える心理からして当然です。

例えば、「審査請求から最終処分までが1年」といった具合でしょうか。

他方、早期権利化！と言わず、「タイミング」というのには、上記友人弁理士との議論も関係し、どの段階で権利化がなされるかを重視しています。

どうしても審査結果に納得しただけでない場合は、その先の審判手続きもありましようが、出願人と審査官との間で充分な議論が尽くされないまま、審判等に進むのでは、審査がなんとも事務作業の域を出ないように思えてなりません。発明の適切な保護こそが、審査官が「国家公務員として産業の発展に寄与している。」という、やりがいを感じる点であり、じっくり出願人との意思疎通を尽くし、権利の創造に向けて大いに尽力する、クリエイティブな仕事！というふうに審査を位置づけていきたいものです。そして、この思いは出願人も同様に強く持っていると思いま

す。その強い思いを持つ両者が、しっかりと意思疎通をしていくことは重要だ！と殊更に述べているのもなんとも滑稽な話ではありますが、審査の質の向上＝審査の価値の向上（＝審査官のやりがいの向上）であると私は思います。

繰り返しになりますが、「①適切なタイミングでの権利化」とは、審査段階での早期権利化であります。となると、場合によっては何度も拒絶理由を通知するんですか？ということになって、審査段階での早期権利化そのものに無理があると思われるかもしれませんが、そうならないように、審査は今まで以上にクイックなプロセスでなされる必要があります。

この点に関しては、書面主義は維持しつつも、特許を「請求」された以上、その「請求」をちゃんと理解しなければならないことは当然で、最終的な表現は書面にするにしても、こんな複雑な手続きは、会って話すほうが速くて的確であるのは言うまでもありません。面接はもちろん、メールや電話、今では手軽になったテレビ電話も活用して、審査に対する出願人の生の反応を得ながら、機動的にクリエイティブな審査を進めていく体制を構築していくことが必須かと思えます。

フェイス TO フェイスかつオープンなコミュニケーションベースでクイックなプロセスを展開し、基本は審査段階で決着させることが、迅速かつ的確な「審査」であって、従って、その先の、「審判」は自ずとよりハイレベルな判断の場となると思量いたします。出願人との対話で賑やかな職場となることでしょう。

さて、難しいのは「②国際審査基準に基づく権利化」の達成度合いをどう数値化するかです。他の国と、審査結果を比較し、その差異が少なくなるようにJPO自身が基準を改善していく、という追従型では、JPOは世界のリード官庁にはなれません。従って、他庁との比較結果を指標とする目標では足りないのです。

この世界。やはりJPOは王道を進むべきだと思います。JPOの王道は、特許出願大国時代。世界の特許関連情報が日本に集約され、日本語の優位性も手伝って、世界最高レベルの先行技術文献調査をベースに、精緻な審査を展開し、世界をリードしていた時代に築かれてきました。

状況が変わり、日本への出願が減り、日本文献のシェア率が低くなっても、どのようにこうした日本のリードをキープし、世界に情報発信していくのかが、今後の大変な課題なのです。

まず、日本にはない世界の特許関連情報も含め、JPO自らが検索できる環境を整備しなければならないことはいうまでもありません。しかし、そうした環境整備はEPO等も大いに進めていることかと存じます。課題は、世界検索の先の、審査基準なのです。その点、いつも気になるのは、日本の審査だけが厳しすぎるのではないかということ

す。この点、じゃあJPOは評判が良くないのか、という点、そうではなくて、その的確さには定評があり、何人かの出願人からは、日本では拒絶になるようなものも他国では特許になるからといって、下手に審査を甘くするようなことはして欲しくないとの声をよく聞きます。しかし、日本の審査の厳しさが、現実問題として、PPHの利用を躊躇させる要因となっているとの声も聞きます。

例えば、そこまで限定しなくても、他国では特許になるかもしれないものを、初めから狭い権利範囲に限定しておくのはちょっと。。。てな具合です。他方、他国の審査官との多くのディスカッション等で見えてくる現実として、同じ先行技術文献と本願発明との対比での特許性の判断では、各国間で、同じ国の審査官間程度の違いではないかという印象があるのも事実です。

こうした状況を突き詰めていくと、日本の審査が厳しいとされる状況は、昔からずっとそうであったわけではなく、滞貨処理に追われた時代に顕在化してきたものであるのではないかと考えてきます。つまり、日本の審査が厳しいとされるのは、判断基準そのものではなくて、審査の進め方、というか、そうせざるを得ない状況が生じた現実というか、手続きを急ぐがあまり生じた現象というか、出願人側と審査官側が、権利化すべき観点を、両者で共通のものとする行為が不足していることに起因していると思えます。要するに顧客満足度、つまり、出願人側の満足度が低くなってきているからではないかと思うのです。

品質管理の国際規格においても、質とは、結局のところ、お客様次第ということもありましょうし、今後の質の改善は、「審査の進め方の改善」ではないかと考えます。そして、滞貨が減少すれば自ずと昔のように戻るかということ、あまりにも長い時間、深く浸り過ぎていたため、その改善には、かなり多くの時間を要する深い根となってしまうので、やはり積極的にリフォームすべきものであると思えます。方向としては、やはり「拒絶の理由が見つからないから特許するのではなくて、どうすれば特許になるかを考えて審査する。」であります。つまり、審査のスタートとして、拒絶理由を発見することももちろんですが、その拒絶の理由で出願人を打ち負かすような対立構造ではなく、いかにすればその拒絶の理由が解消し、いい権利が創出され、わが国の産業発展に資するかを、出願人との協調体制で考えプロデュースしていくといった構造の、いわば権利創造型の審査が、特許制度本来のあるべき姿なのです。もちろんそれを効率的に進めるための工夫が必要であることは当たり前で、上述のとおりです。

では肝心の、こういったサービスの改善をどう数値化して目標とするかですが、顧客満足度をアンケート調査したところで、目標としては曖昧ですし、上記「①適切なタイミングでの権利化」のなかに、具体的な取組として盛り込

むのが一案ではないかと思えます。

すなわち、面接や電話対応などを増やし、上記した「権利創出型の審査」に邁進する、と「宣言」した上で、適切なタイミングでの権利化を、例えば、審査請求から最終処分まで○年といった具合です。これが私の考える、その先の「迅速・的確」です。

さて、日本での出願件数の減少とは裏腹に、PCT出願はかなりの勢いで伸びています。特許庁審査官は、日本国の審査官であるとともに、国際調査・国際予備審査を担う審査官でもあるのです。

その2. 乗ってるPCTにもっと乗っていきべきじゃないか？(JPOの役割の軸の転換)

日本の出願が減少！と最近よく耳にしますが、かつては世界一の特許出願大国。戦後の復興からひき続き、日本企業が競合し、互いに刺激しあう状況が長く続いて参りました。しかし、戦後の復興をある程度果たした後の状況下にあっては、「競合特許出願大国」の時代なるものは、「黒船来たる」グローバルな視点から見ると、同業で多数の日本国の会社が国内で兄弟喧嘩のようにお互いの足を引っ張り合うような時代であったように思えます。

最早、戦後ではないのです。

そんな兄弟喧嘩は、早々に終わらせて、日本の企業が世界の市場で切磋琢磨する時代にすべきではないでしょうか。そう考えたからには行動を起こさなければ単なる評論家だよ！というのがかつての上司の教えでした。それを踏まえ、日本へ出願するパワーを、外国へ出願に振り向ける！という旋風を、わが国に大いに巻き起こそう！そう考え、10年も前から狙っていたのが、2000年の夏にジュネーブに派遣された私でありました。1998年のビジョン策定から3年経った約10年前のことです。

当時、企業訪問(46社)、業界団体との意見交換(のべ65社参加)、そして講演(33回、のべ7,025人参加)を積極的に実施し、確信したことは、日本国内に出願するパワーを早々に海外に向けないと、2つの問題が生じることでした。

- ①世界市場でわが国企業が特許の網をかけようにも、網をかける隙間が残ってなくて出遅れる。
- ②引き続き国内特許出願大国ならではの滞貨処理に終わられ、言葉は悪いが、国内の内輪もめに割かれるパワーの分、日本企業のグローバル化支援のためのバックアップができなくて、やはり出遅れる。

このような事態に陥らないように、出願の、強烈な海外シフトの絵を描き、一気に、特許の世界のグローバル化を画策したのです。

その引金となったのが、某大手企業の基本スタンスでした。「世の中、いまや規格だ。技術的にいくら凄くても、それがスタンダードにならなければ何の意味もない。ひとつ約束が決まれば、その上に、また新しい約束が決まる。それに乗れなければどうしようもない。今や、その約束が大きくエリアを拡大し、世界中に広がっている。問題は、その約束が決まるのに時間がかかるということだ。しかも、そのための特許を世界中に予め押さえておかなければならない。全部出願していたら、いくらお金があっても足りない。PCTだとまず国際出願日を確保できる。そして、約束の決まり具合を見て、次のステップを考えればいい。」

そこのある幹部が、このように、国際的な知財戦略のあり方を熱く語ってくださったのです。

「投資額や売上高と、特許取得にかかる費用とがバランスしていないといけない！」との言葉も、印象的でした。まさに、国内偏重からの脱却の走り。今でこそ当然と思うかもしれませんが、当時の多くにはそこまでの体制転換は見られず、10年以上は先を行く戦略だったんだなあ、としみじみ思います。

今やっと、10年前の画策が明らかに現実味を帯びてきた感じです。

現在、PCT出願は凄い勢いで増えています。PCT利用拡大の要因は大きく2つあります。

ひとつは、言わずと知れた手間とコストの観点です。

その昔、わたし自身が聞いた生の声は以下のとおりです。いずれも実態を示し、今、そのニーズが高まりを見せている、と言えるものばかりです。括弧内は技術分野を示しています(化:化学、薬:薬品、電:電気、機:機械)。

(1) 手間とコストを削減したいからPCT利用の声

(化) 外国への出願が増加。最初から多数国では費用が高いのでとりあえずPCT。柔軟性が高く最初にかかる費用も安い。医薬技術はライフサイクルが長い。価値判断に時間的猶予があるメリット大。

(電) 先の読めない技術の対象国やクレームの決定に有効。ISRが頼り。

(機) 中国の審査の質が低いようならPCTを利用。日本特許庁の予備審査の結果を、中国、東南アジア諸国が受け入れてくれるなら、PCTを利用したい。

製品輸出先や現地工場が増加し、PCT加盟国も増加し、そして、国内偏重から外国出願への予算配分のシフトが進むとなれば、各国での個別手続きにかかる、手間とコストを束ねることで削減することができるPCTの国際出願は、かなり有効なシステムなのです。

そして、PCT増加の要因のふたつめは、発明の性格の変化が、進んできたことです。上述した某大手企業幹部のご発言に代表されています。

(2) 時間をかせぎたいからPCT活用の声

(化) 用途のわからない材料などは、PCTで出願。

(化) PCTは中小企業やベンチャー企業が海外で特許を取得するのに有用なシステム。こうした企業が成長してくると、日本においてPCT利用拡大が期待できる。

(薬) 海外事業はライセンスビジネスが前提。目的はロイヤルティーの確保。医薬品開発は新規な化合物を合成し事業化に至るまで、長い年月を要するので、海外での特許取得はその判断を遅らせる事ができるPCTを専ら利用。この分野では実験の結果生まれたものが基本。目的の効果が確認できれば、その効果が見込まれる広い化合物群について物質クレームを記載し、その時点で想定できる薬効(機能)を記載して国内出願。その後の1年間で補強データを取得し明細書を充実させ、自己指定をしたPCTを出願する。

(電) クロスライセンスのための特許取得から、アクティブに権利行使していく方向。昔は国内出願優先で、そこから海外出願を抽出していた。今は最初から海外に出願することを念頭に、国内出願や最初からPCTを心がけている。PCT出願後30月以内に再評価、事業戦略に合わなくなったものを積極的にドロップする。

(電) デジタルネットワーク技術の時代、技術の標準化が重要。事業推進に、DVD等の先端分野における標準化技術の知的財産権の有無は極めて重要。デジタル技術は標準にならないと市場参入が困難。まさに1か0。PCTだと、標準化にかかる国際会議の動きをウォッチングし、規格に対比させた権利内容と必要な出願国の選定に時間をかけることが可能。ISR、IPERは、権利化の必要性の評価に役立つ。

(電) 商品を模倣から守るための商品付属型特許よりも、技術そのものを売るための特許取得が必要。それで指定対象国がライセンス可能性国や侵害の可能性国まで拡大。

(機) ブレーキやクラッチ等の成熟部品の改良特許は、早期取得のため直接各国に出願。将来の市場が予想できないような技術は、PCTを活用。例えば、燃料電池や、ナビゲーションといったIT技術、クラッチの新材料など。

長くなるので、生の声はこのくらいにしますが、デジタル、ネットワーク時代の進展は、物作り時代の製品オリエンテッドな防衛型特許に加えて、ライセンス向けで、世界標準規格のベースとなる技術オリエンテッドな発明を、特に電気通信分野で急増させているようです。

これら基礎的で独創的な技術は、その技術に対するニーズの高まりを把握・確保することが重要です。世界標準がどう決まるかによって発明の運命が決まるのですから、出

願日獲得後に、こうした状況に対応できる猶予期間があるのは非常に貴重！ というわけです。

こうした声を聞く限り、わが国企業は、ずいぶん前に、PCTを軸とした国際戦略のスタートをきっていたことがわかります。しかし、私の画策は失敗でした。PCTの増加によって、減らと思っていた国内出願が思うように減らなかったからです。結果、JPOへの負担増となってしまうことで、ずいぶん悔しい思いをいたしました。日本では、長い長い間、国内出願を軸とし、そこから枝葉を伸ばすように世界に出願を伸ばす形態を取ってきたわけで、その基本形からの脱却は一朝一夕には進まなかったようです。

ところが、凶らずも、リーマンショック、そして更に東日本大震災の大きな打撃を受け、予算配分の検討が大きく進むこととなりました。その結果は現状の通りです。国内出願から、PCTを中心とした外国出願へと、コストシフトが加速しています。PCTは、慣れれば使いやすいシステムです。国際調査報告を活用した、途上国での早期権利化も期待できます。何度も言いますがグローバル市場であって、特許管理も一本化することが効率がいいわけで、今後、出願人のビヘビアは、PCTを軸としたものとなると思われます。そして、価値ある知的財産は、PCTに集約されるのです。かつて、PCT (Patent Cooperation Treaty) とは、将来の日本を支えるであろう技術を集約した権利の固まり「Property Concentrated Technology」と称したことがあります。そして、2013年頃、日本のPCT国際出願は、米国を抜き、48,500件にも及ぶと予想いたしました。

さて、こうした状況のなか、JPOは今のままの体制でいいのでしょうか？ もちろん日本国の特許庁なので、権利を設定する国内出願の審査が主要業務であることは全く揺るぐことはありません。日本での権利化との観点では、出願人にとってもそれは同じことです。しかし、出願人は、それだけの観点で特許を見ているのではなく、それは一部の観点到過ぎません。グローバル社会でJPOは、そのことを意識し、出願人に対応しなければならないと思います。業務に占める割合に応じて組織の体制が変わるのは当然です。もはや、PCTへの対応は、国内出願への対応、プラス α の位置づけでは成り立たないということです。そして、それは、国際出願(室)が国際出願(課)となったような、組織体制の変更そのものもありましょうが、審査官の意識そのものの変革に迫る必要があります。すぐに思いつくだけでも、①審査の取組計画、②審査体制、③評価・品質管理手法、④人材育成、こういったものの改革が進み、審査官の意識改革にまで至って初めて、JPO本丸のグローバル化が緒に就く気がいたします。

①審査の取組と称される業務計画において、まず処理計画に関しては、PCT/ISRと、上記その1に詳述した、権利

創造型審査(審査段階の早期権利化がベース、以下、権創審査)が2本の柱となりましょう。

権創審査は、PCT経由と、そうでないものの2つの流れを意識することとなり、更にPCT経由でないものは、外国出願が絡む、いわゆるグローバル出願と、国内オンリーの出願のふたつとなりますが、いわゆるグローバル出願の多くは、PCTに吸収されてしまい、残った、外国出願への基礎となっはいるが、その国数が少ないものは、国内オンリー出願と同程度に考えられるのが、次の世代のグローバル社会になるように思えます(少数の国に絡む程度のもはグローバルとは呼ばない。)

将来、処理計画は、PCT/ISRとPCT経由の権創審査が主軸になります。処理計画は、審査官のやりがいを詰め込みたいものです。

そして処理以外の取組に関しても、日本の企業がいかに世界でうまく特許を獲得でき、それを活用した事業展開が進むかを考えることが基本になるべきだと思います。審査官同士の意見交換会も、業界ごとの国際知財戦略を語り、どのような権利創造型の審査であるべきかを議論するようなものであると、ますます審査官魂に火がつくってものです。

上記①に記載したような理念を、JPOの基本とすることが決まれば、②③④の審査体制、評価・管理手法、人材育成といったものの戦略が、一気に進むのが、頭脳集団であるJPOのいいところです。つまりは、かじ取りの方向と、示し方と、そのタイミングにかかっています。まあ、今まさにそのタイミングであるからこそ、こうして機会をいただき、そして、こうだ！と思うからこそ、こうして長々と将来像を語っているのですが。。

さて冒頭に繰り出した、「景気が悪く予算削減とか言うけれど、PCT国際出願は増え続けている。こんなにお客様が集まる強いニーズに、JPOとして、更なるサービスで応えるべきではないか？」における、「更なるサービス」は何にいたしましょう？

これに関しては、国際段階での判断(ISR)と国内段階での判断(国内審査のFA)の齟齬をなくすことに尽きると思います。それは、「特許性を事前に知らせる」という、PCT本来の機能のひとつ(もうひとつは特許の必要性の確認に時間をかけること)を再確認することに過ぎません。

しかし実態はそうはなっておらず、知的財産協会からのきつい指摘が心に突き刺さります(知財管理 Vol.61 No.4 2011 549頁～特集「日・米・欧PCT出願の国際調査に関する考察」)。そこにはISAとDOとの間の「特許性判断の同一性」と「引用文献の共通性」という観点で、庁のビヘビアが調査・分析されています。そのなかで、特に衝撃だったのが、ISRの活用として「ISAとしてのEPOの活用」が語られていることでした。発明の技術分野において、日本より欧州が進んでいる場合や、他国より欧州で権利化するこ

との優先度が高い場合に特に有効としながらも、最終的に欧州で権利化を欲する場合には、ISA/EPOを選択する方法もメリットがあると考えられると書かれています。理由は、EPOにおいて、ISAとDOの間で、引用文献の共通性が高いことが確認されたからです、と。

EPOがPCTに対して、思い入れが熱いことはよく言われることです。それがEPOでISRを作成した場合には、新たな補充調査は行わないという運用に表れています。そして、国内段階では補充調査を行わないということが念頭にあるからこそ、EPOのISRには、他庁にはない「何か」が詰め込まれるように思えてなりません。

上述のとおり、わが国出願人からのPCTへの期待が高まっている以上、JPOとしてもこの「何か」をISRに詰め込むべきだと思います。そして、ISAとしてのJPOの活用を大いにPRしたいものです。そして、JPOが世界をリードするためには、同じ庁でのISAとDOとの間の「特許性の判断の同一性」及び「引用文献の共通性」を超越し、JPO/ISAと、他庁のDOとの関係においても補充調査の必要性を無くさせるような強い力が求められます。三極間では、無理だとしても、対中国との関係では、JPOが実質的な特許性判断の材料を提供し、PCTとPPHの両輪からなる、JPOという名車に、多くの日本企業を乗せ、中国市場に安心して乗り入れられるような光景を実現する！このことが、アジアのリード官庁としてのあるべき姿かと思えます。

さて少し目先を変え、最も足もとのことで気になることをひとつ。それは日本の特許情報(明細書等)のことです。特許権は商品だと思います。世界中に売りこみたい商品です。それが特許公報等に記述されているわけですが、日本でのこの記述には、どういうわけか、人間にも機械(コンピュータ)にも理解が難しい表現がちりばめられています。長い歴史がそうさせてきたのでしょうか。国内大量出願時代で、日本への出願がメインとなっていた頃はそれで良かったのかもしれませんが。しかしグローバル化が進み、世界で日本文献のシェア率が低くなってくると、そんな独自規格では取り残されてしまいます。

そんな暗黙の独自規格から、グローバル化時代の、世界の明細書に翻訳するには、大変なコストと手間がかかるわけで、特に中国語への翻訳ともなると、、、、気が遠くなります。ちなみに、急増中の中国特許文献は、英語のそのように明晰な文章で表現されているそうです。となれば、、、、

その3. 特許出願明細書を国際標準の表現にすべきではないか？

(わが国の技術情報発信力の転換+翻訳コストの削減と質の向上)

長年、日本の文化のなかで成長してきたもののスタイル

を変えるのは大変なことです。しかし、特許制度の基礎である明細書のグローバル化の必要性は高まるばかりです。外国出願がこれだけ増えて、多数の外国語に翻訳することがわかっているのに、わざわざ翻訳者を悩ませるような明晰でない文章で原文を作る、なんてのはどう考えても理にかなっておりません。

日本語で書いた特許明細書を、忠実に翻訳するだけでは外国特許庁の審査官には通じないのです。現在、足場が日本から外国に移ろうとしています。だとすれば、周りを見渡し、自らの姿がこれでいいのかを見つめ直すのは至極当たり前のことです。

日本の明細書。ひどいものだと、5W1Hが欠け、特殊用語が乱用され、さらに長文で、修飾関係が不明であったりもします。どうみても世界と互換性のあるものとは言えません。

しかし、こんな大きな不都合に誰ひとりも気がついていないなんてことはありえないわけで、いくつかの企業では、質の高い翻訳を意識し、明細書を、明晰な日本語を用いて作成するべく、マニュアル等を整備し、改善に取り組んでおられるようです。

こうした動きを国の取組で後押しするのはいかがでしょうか？

さりとて特許請求の範囲の記載に、手をつけるのはナーバスな問題です。しかし明細書はどうでしょう。機械翻訳との親和性の高い明晰な日本語で作成された特許情報は、機械翻訳に乗り、世界中に浸透していく発信力の高い情報となり得ます。今後、グローバル化とは逆の方向に二極化した、日本にしか出願されない特徴的な特許が出てくるでしょうし、そんな日本オリジナル特許の公知力も増すってものです。

しかし後押しです。記載の要件として課す必要はありません。JPOお墨付きのガイドラインや、作成支援ツールや、明細書の国際度評価といった呼び水で十分。メリットを享受できるとわかれば参加者は殺到します。産業界に対する一斉の呼びかけで民間の支援事業者を引き出そうと思えばこそです。

さて情報について、情報を伝える側のなすべきことを少し考えました。次は情報を受け取る側のアクションを考えてみたいと思います。ターゲットはもちろん中国特許文献です。

その4. 中国の特許文献検索の環境整備は能動的に取組むべきではないか？

(機械だけに頼らないインフラ整備)

今や、中国文献検索の重要性は語るまでもありません。しかし、それが中国語であるためにうまく活用ができません。JPOが検索できるためには、なんらかの橋渡しが必要

です。まず登場するのが機械翻訳です。①全文を翻訳し、日本語ベースのDBを作る、②日本語キーワードを中国語に機械翻訳し中国語DBを検索する、などです。しかしひとつの技術用語に対して、中国語にはたくさんの用語があり、また文章表現の特質から機械翻訳で使える日本語を得ることは非常に難しいようです。となれば人手作業!?

日本に特許文献が集中していた時代、その大量の文献を効率よく確実に検索できるようにするために巨額の費用をかけてFターム検索システム等、検索環境を整えてきた流れがありました。いま文献が集中し、そこにしかない文献も多くある以上、まるで日本に出願された文献であるかのように、中国文献もしっかりと検索できるように対処すべきでしょう。よし！ 人手で翻訳し、同時にFタームの付与もやっつけてしまおう！ 中国版の翻訳と解析の一元付与だ!! なんて考えてはみたものの、そんなのいくらお金があっても足りません！

ではこれまで外国文献の検索はどうやってきたのでしょうか？ 機械翻訳に頼ることができない状況は同じでした。ふと和文抄録のことを思い出します。検索はまず当たりをつけることから始まります。分類で、まず精査する文献を絞り込むことと同じ流れにあります。いま、中国文献の検索については、英語文献に対する和文抄録を始めた時の気持ちを思い起こすべきかと思えます。

抄録だとさほどお金はかかりません。人手翻訳を駆使し、まずは入口のインフラ整備をいたしましょう。この「入口」にはふたつの意味があります。一つは、言わずと知れた文献絞り込みのためのDBとしてのものです。そして、もう一つが、あきらめないで、多少なりとも読めるくらいには中国語に馴染んでいこう！ とするための入口です。

審査官は優秀です。審査官にとって、英語文献の和文抄録のニーズは少なくなっています。そして英語文献を読むようになってきています。そもそも漢字がちりばめている文献なのだから、日本文献と同じように、中国語でしか存在しない文献も、日本語翻訳文に頼らず中国文そのもので、ある程度の理解が出来るスキルアップを目指すべきではないか？ という気がして参ります。グローバル人材育成の観点でも、投資効果はあると思えます。漢字が読める日本人のメリットを活かせばこそです。他方、英語への機械翻訳はまあまあいける、という話も聞きます。じゃあ英語で読みましょうか!? いや、なんなら英語から更に機械翻訳しましょうか!? しかしそれでは英語圏の斤に負け、世界一にはなれません。

対中国、文献絞り込みとグローバル人材育成のための「翻訳インフラ」について考えたいと思います。

題して、「中国文献検索のための、眺めていればわかる化計画」。

大まかな流れとしては、①特定技術の中国特許公報の要約部を人手で翻訳し、そこから、②中国語と日本語を対比させたデータベース(日中コーパス)を構築③それを審査官の中国技術用語教育に使い、JPO 審査官の中国文献に対する親和性を高めるといったものです。

上記、その3で少し触れたように中国特許公報の文章は日本のそれのように長文で複雑なものではないようです。従って、上記②の日中コーパスは比較的構築しやすく、中国語を最小の文節毎に分割して翻訳し、最小文節毎に日本語翻訳と対比させ、並べていけばOKです。

材料は中国企業の出願特許公報に限定し、審査官の担当分野等に基づき分野を特定し、構築していくことになりましょう。

このデータベース、日中コーパスを眺めつつ、日々、中国語文献に向かっていけば、やがて判読できるようになることが期待できます。教材としてなら文献1万件くらい人手翻訳の抄録があれば大丈夫ではないでしょうか。

ちなみに、中国→ちゃんと読める日本語への機械翻訳は絶対に不可能であると言う専門家もいます。機械翻訳ソフトの前処理となる、自動分割、単語置換、訳例整備等が、いくら進化したとしても、文節毎の直訳から、流暢な日本語へ翻訳し直し、理解できる文章にするといった後処理(展開力&組み立て力)の開発は無理だからです。しかし人間はそもそもこうした後処理(展開力&組み立て力)に当たる論理思考能力の基礎を持っていて、訓練で伸ばすことができるのです。

まだまだ開発途上にある機械翻訳で、なんとかしようとするためにかける時間とコストを考えたら、優秀な審査官の応用能力を伸ばして行く方が将来性があるように思えます。人手翻訳による日中コーパスが必要ではありますが、要約部の抄録1件1000円、1万件作っても1000万円です。毎月1000件が10ヶ月で、りっぱな社内インフラが構築されます。調査研究テーマとしてスタートが望まれます。

中国文を最小の文節毎に分割して、日本語への直訳を作ることはできるでしょう。辞書の整備で技術用語の修正もできるでしょう。しかし機械翻訳に頼るだけではその先が見えません。上述のとおり日中コーパスを用いた訓練で、審査官の能力を合わせ進めておくことで中国文献攻略を計画的に進めておきたいものです。英語と同じ文章展開なので慣れれば全く問題なく、むしろ分かりやすいという意見もあります。中国語研修も、とにかく文献を読めるようにする中国文献読解コースといったものに特化するのも一案です。

さて、JPOが世界一になるためのプランもいよいよ最終章。

ここまでJPO自身がグローバル化を目指す「特許開国」を語ってきました。繰り返しますが、長らく、多数の国内

企業が切磋琢磨するなか国内社会秩序維持のために日本特許庁は、国内戦特許行政を続けてきました。しかし、滞貨処理を終え、JPOは、世界に打って出て行く企業のために、国際戦の特許行政へと転換を図る時を迎えているのです。そのためには、

国際戦と国内戦ではサービスを分けるべきではないか？（JPOの役割の軸の転換その2）

さきに述べた日本特有の明細書も、日本文献がずっとメインだった検索システムも、そして滞貨構造となったことも、その滞貨構造と戦う歴史のなかで作り、また自然と定着してきた体制も審査官の考え方もみんな、国内産業界の競争環境の秩序を維持することが基本となっていたものです。

今や状況が変わり、日本は世界市場のほんのひとつとなりました。そして特許はただいま売り出し中の製品を守るものではなく、攻める武器となり流通する資産となり企業のステイタスとなりつつあります。いやそうでなくてはいいけません。特許制度本来の機能がいよいよ発揮されるときが来たように思えます。今こそ審査官は企業のサクセスストーリーのプロデューサーとなって価値ある権利を創造するような審査を進めるべきなのです。

その舞台は、国際戦です。国内にしか出願していないものはこれまでのように、拒絶の理由がなければ特許することで内乱は抑えられます。しかし国際戦での特許は、戦う武器であり企業の強みを主張しなければなりません。技術立国である日本の国際競争力はここにかかっています。JPOは日本企業の縁の下で力持ちでなければならないのです。是非ともJPO一丸となって権利創造型の審査に邁進しましょう！いまJP-FIRSTというシステムがあります。対象は世界にも出て行く出願です。権利創造型審査には有用な副産物ができます。審査官がこれだ！と見極めた「特許とする理由」（以下、特許のコア）です。職人審査官はこのコアを世界にアピールすることができるのです。世界一の審査とは価値のあるものを世界にしっかりと示し、共有の財産とすることです。国際戦では、特許のコアを世界にアピールしていきましょう。JPO主催の技術アピールです。

確かに「理由付き特許査定」なる発想は昔もありました。しかし特許査定を理由を残すということは手段でもなく、目的でもありません。これからの能動的な審査では、その過程で当然、記録されるべきもので、JPOの審査の評判が良ければ良いほど、価値が増すものです。そこから何かが生れます。

長々と叫んできました。

特許庁は、グローバル化時代の、日本の産業発展のことを考え、国際標準の体制を早急に構築すべきだと切に思い

ます。

平成22年度末、わが国は未曾有の大震災に遭い、これまで経験したことのない苦境に立たされています。この国難からの再生は、欧米に追いつき追い越せという目標があった戦後のそれとは大きく異なり、昨今の一部目標喪失に起因する経済発展の閉塞感の上に、更へのし掛かる多大な痛手からの再生であります。

従って、これまで以上にわが国経済が活性化し、相当のエネルギーをもって国全体を牽引していくことが求められています。言うまでもなく、自然資源の乏しいわが国における経済発展の源泉は、質の高い技術力であり、その開発のインセンティブを与えているのが特許制度です。

特許制度が保護する発明は、日本人があらゆる課題に立ち向かおうとするエネルギーが込められた知恵の結晶です。そして特許審査は、その多くのエネルギーが互いに打ち消すことのないように秩序良く方向づけ産業の発達に結びつけるための行政活動で、特許制度の根幹を成すものです。そして、そこには、なお一層のスピードと的確さが求められ、スピードはただ早いだけでなく、タイミングが良いことが重要で、的確さは、特許保護の方向が、わが国の成長にマッチしていることが不可欠です。

こうした状況を踏まえ、5つの観点で、いま特許庁が日本特有の特許社会を開国し、JPOとして、長年の重い殻を破ることを提案させていただきました。

いまわが国は大変な苦境のなかにあります。こういうときにこそ明日に向かって成長を目指すエネルギーを大いに引き出していくことが大切です。特許制度がその大きな役目を担っていることは言うまでもありません。特許庁審査官（補）ひとりひとりがいま改めて何を考え、一歩なにか新しいことに踏み出すキッカケとなればと、私の考えを述べさせていただきました。是非とも、みんなで考えていきましょう。

皆様の呼びをお寄せください！

profile

奥 直也（おく なおや）

昭和61年4月 特許庁入庁

平成2年4月 審査官昇任

WIPO、Japio、審査推進室ほかを経て、

平成23年1月より現職